

静岡県動物愛護管理推進計画（2014）

平成26（2014）年3月
静岡県健康福祉部

～5年間の歩み、そして「人と動物とが共生する社会」の実現に向けて～

ペットは、今や「伴侶動物」とされ、国内において犬は約1,200万頭、猫は約1,000万頭が飼養され、その存在が家族同様に身近なものとなっており、動物の適正飼養及び管理、動物由来感染症の防止、災害時における被災動物の保護に向けた対策などに対する社会の関心が高まっています。

また、飼い主による不適切な飼い方が原因で近隣トラブルや咬傷事故をはじめとした様々な問題も起きております。

こうした動きを踏まえ、国では平成24年に「動物の愛護及び管理に関する法律」、平成25年に「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」を改正し、動物の健康と安全の保持、終生飼養といった飼い主の責務の徹底や動物取扱業者による動物の適正な取扱いの徹底に向けた規制が強化されました。

県ではこれまで、平成20年3月に平成20年度から平成29年度までの10年を計画期間とした「静岡県動物愛護管理推進計画」を策定し、県民、動物愛護ボランティア、動物取扱業者、市町、関係団体との協働の下、「人と動物とが共生する社会」の実現を目指し、様々な施策に取り組んできた結果、「殺処分頭数の削減」に関する目標等を早期に達成しております。

しかし、このたびの法の改正内容、計画の進捗状況や目標の達成状況の検証結果を踏まえ、飼い主による動物の終生飼養の徹底をはじめとした動物の適正管理に関する施策を充実、強化することとしました。

「人と動物とが共生する社会」は、直接・間接問わず、動物に関わるすべての人が互いの立場を理解、尊重し合い、共通意識を持つことなしには実現されません。今後の施策の推進にあたり、引き続き皆様の御理解と御協力をいただきますとともに、計画へのますますの参画をお願いします。

平成26年3月

静岡県健康福祉部長 宮城島 好史

目 次

第1	計画の概要		
1	計画策定の趣旨	1
2	推進計画 2008 の達成状況	1
3	施策の取組方針と数値目標の再設定	2
4	計画の推進体制	3
5	計画の期間等	4
6	動物愛護管理の推進イメージ	5
第2	計画の体系		
1	計画の体系図	6
第3	課題と施策の展開		
I	飼い主責任の徹底	7
1	終生飼養・不妊去勢等の普及	8
2	猫への対応	11
3	新しい飼い主を探す取組の推進	13
4	高齢社会への対応	15
II	人と動物の安全と健康の確保	17
1	苦情等を減らす取組の推進	18
2	動物由来感染症の予防方法等の普及	22
3	災害時の動物対策の推進	24
III	地域活動の充実	26
1	ボランティアの活動支援	27
2	情報提供の充実	29
第4	参考		
1	推進計画 2008 の達成状況及び数値目標の再設定	30
2	基本指針（施策別の取組）との比較	33
3	計画策定の体制	37
4	用語の説明（50音順）	39

第1 計画の概要

1 計画策定の趣旨

静岡県では、「動物の愛護及び管理に関する法律」（以下、「動物愛護管理法」という。）第6条に基づき、「人と動物とが共生する社会」の実現を目指して、平成20年3月に「静岡県動物愛護管理推進計画」（以下、「推進計画2008」という。）を策定し、地域ボランティア、市町、関係団体等と協働して、様々な問題に取り組んで5年が経過しました。

本計画は、国が示した「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」（以下、「基本指針」という。）に即して、県全体を対象とした動物の愛護及び管理の推進に関する基本的な方向性や中長期的な目標を明確にし、その達成のための計画的かつ統一的な推進施策を定めました。計画期間は平成20（2008）年度から平成29（2017）年度までの10年間とし、5年目に当たる平成24（2012）年度を目途として、国の基本指針の改定等に合わせて見直しを行う予定でありましたが、平成24年9月に、動物愛護管理法の一部が改正され、さらに基本指針も平成25年8月30日の改定となりました。よって、今回、推進計画の5年間の達成状況を点検するとともに、中間的な数値目標等の再設定等を行い、新たに「静岡県動物愛護管理推進計画」（以下、「推進計画2014」という。）を策定しました。

2 推進計画2008の達成状況

推進計画2008では、「飼い主責任の徹底」、「人と動物の安全と健康の確保」、「地域活動の充実」を3つの取組方針として施策を展開し、それぞれの取組に数値目標を設け、進捗状況を管理しました。「飼い主責任の徹底」の目標として「殺処分頭数10年後に半減」（現状値11,506頭から6,000頭へ）、「人と動物の安全と健康の確保」の目標として「苦情・相談の件数10年後に3分の2に減少」（現状値12,670件から8,000件へ）、「地域活動の充実」の目標として、「ボランティアグループの数10年後に100グループ、動物愛護推進員の人数10年後に100人」（ボランティアグループの現状値20グループから100グループへ、動物愛護推進員の現状値0人から100人へ）としました。

5年後の達成状況としては、「殺処分頭数10年後に半減」は、計画開始の3年目の平成22年度には目標を達成でき、平成22年度から3年間は、目標値を下回る数値を維持継続し、中間年度である平成24年度は、平成18年度に比べ、42.6%の4,906頭になりました。

「苦情・相談の件数10年後に3分の2に減少」は、平成24年度まで1万2千件前後であり、件数には大きな変化はなく、平成29年度の目標値である8,000件の達成は、困難であると判断します。しかし、その内訳をみると、保護依頼、放し飼い、鳴き声、汚物害虫等、器物損壊等の苦情と分類される件数は、平成18年度の3,620件から平成24年度の2,611件と1,009件減少（27.9%減少）しました。一方、引取りや行方不明になった猫の相談、犬猫の譲渡、狂犬病注射や不妊去勢手術の方法、といった相談等は、平成18年度の9,050件から増減しながら、平成24年度では9,054件とほぼ同件数でした。

「ボランティアグループの数 10 年後に 100 グループ、動物愛護推進員の人数 10 年後に 100 人」は、ボランティアグループ数については、平成 22 年度には目標の 100 グループを達成し、平成 24 年度には平成 29 年度目標の約 3 倍の 280 グループに増加しました。また、動物愛護推進員の人数は、ここ数年約 30 人を推移しています。ボランティアグループ数については、目標値を大幅に超え、動物愛護推進員は目標値には現時点においては届かない状況にあります。

3 施策の取組方針と数値目標の再設定

推進計画 2014 では、推進計画 2008 と同様に、「人と動物とが共生する社会」の実現を目指し、「飼い主責任の徹底」、「人と動物の安全と健康の確保」、「地域活動の充実」を 3 つの取組方針として施策を展開します。なお、5 年間の達成状況等を踏まえ、それぞれの取組の数値目標について、中間的な数値目標等の再設定等を行い、各数値目標の早期達成に向けて取り組んでいきます。

(1) 飼い主責任の徹底

犬・猫の殺処分頭数は、平成 29 年度までに半減する目標を早期に達成できた反面、平成 23 年度、24 年度は、ほぼ同数値であり、下げ止まりました。また、平成 24 年度の殺処分数 4,906 頭の犬猫の占める割合は、犬 13%、猫 87%であり、犬と猫に大きな差があります。将来の殺処分ゼロに向けて、最も重要なことは、飼い主による終生飼養、不妊去勢の徹底であります。さらに、犬については、依然として多い放浪犬問題への対応、猫については、飼い主のいない猫への対応、等の強化を図っていく必要があります。現状や今後の対応等を踏まえ、新たな目標値は、犬と猫それぞれに効果的または重点的に施策を展開して、殺処分頭数を 10 年後に半減である 2,500 頭以下とします。なお、5 年後の平成 30 年度を目安に今回と同様に中間見直しを行う予定であり、今回の様に見直し時点での早期達成を目標として実施します。

【数値目標】 殺処分頭数 10 年後に半減

指 標	現 状 値	目 標 値
犬・猫の殺処分頭数	平成 24 (2012) 年度 4,906 頭	平成 35 (2023) 年度 2,500 頭以下

(2) 人と動物の安全と健康の確保

動物愛護思想の普及等により、相談件数は増加する傾向にあります。一方、動物が人の生命、身体、財産を侵害することのないよう適切に管理される社会の実現を目指すための目標設定項目としては、苦情の件数のみの推移が指標として適しているため、今後は、苦情件数の減少を目標とし、目標値については、現在までの増減の状況、特に、平成 23 年度、24 年度の状況を踏まえ、苦情の件数 10 年後に 3分の2に減少の 1,800 件以下とします。

【数値目標】 苦情の件数 10年後に3分の2に減少

指 標	現 状 値	目 標 値
苦情の件数	平成 24 (2012) 年度 2,611 件	平成 35 (2023) 年度 1,800 件以下

(3) 地域活動の充実

ボランティアの存在は、「人と動物とが共生する社会」の実現を目指す中では、地域に根付いた形で動物愛護及び管理を広げるためには欠かせない存在であります。よって、ボランティアグループ数は犬猫にそれぞれ対応できるグループ 100 以上を維持すること、ボランティアリーダーとなる動物愛護推進員については、各地域での人材育成等という意味も含めて人数の目標値を設定する必要があり、平成 24 年度末日時点では、17 市町 32 人であることから、少なくとも各市町 1 人以上である 50 人以上を目標とします。

【数値目標】 ボランティアグループの数 10年後に犬猫それぞれ 100 グループ以上を維持
動物愛護推進員の人数 10年後に 50 人以上 (各市町 1 人以上)

指 標	現 状 値	目 標 値
ボランティアグループの数	平成 24 (2012) 年度 280 グループ	平成 35 (2023) 年度 犬・猫それぞれ 100 グループ以上
動物愛護推進員の人数	平成 24 (2012) 年度 32 人	平成 35 (2023) 年度 50 人以上

4 計画の推進体制

動物愛護管理法には、国と地方公共団体は動物の愛護と適正な飼養について普及啓発などに努めるよう規定されており、また、「静岡県動物の愛護及び管理に関する条例」(以下「条例」という。)においては、より具体的な県民等の責務が規定されています。

今後、「人と動物とが共生する社会」の実現を目指して、動物愛護管理法及び条例に規定されている役割を担う者の他、(一社)静岡県動物保護協会(以下、「保護協会」という。)、(公社)静岡県獣医師会(以下、「獣医師会」という。)等の関係団体やボランティアと適切な協働の下で、着実に推進します。

動物愛護管理法等による役割分担(責務等)

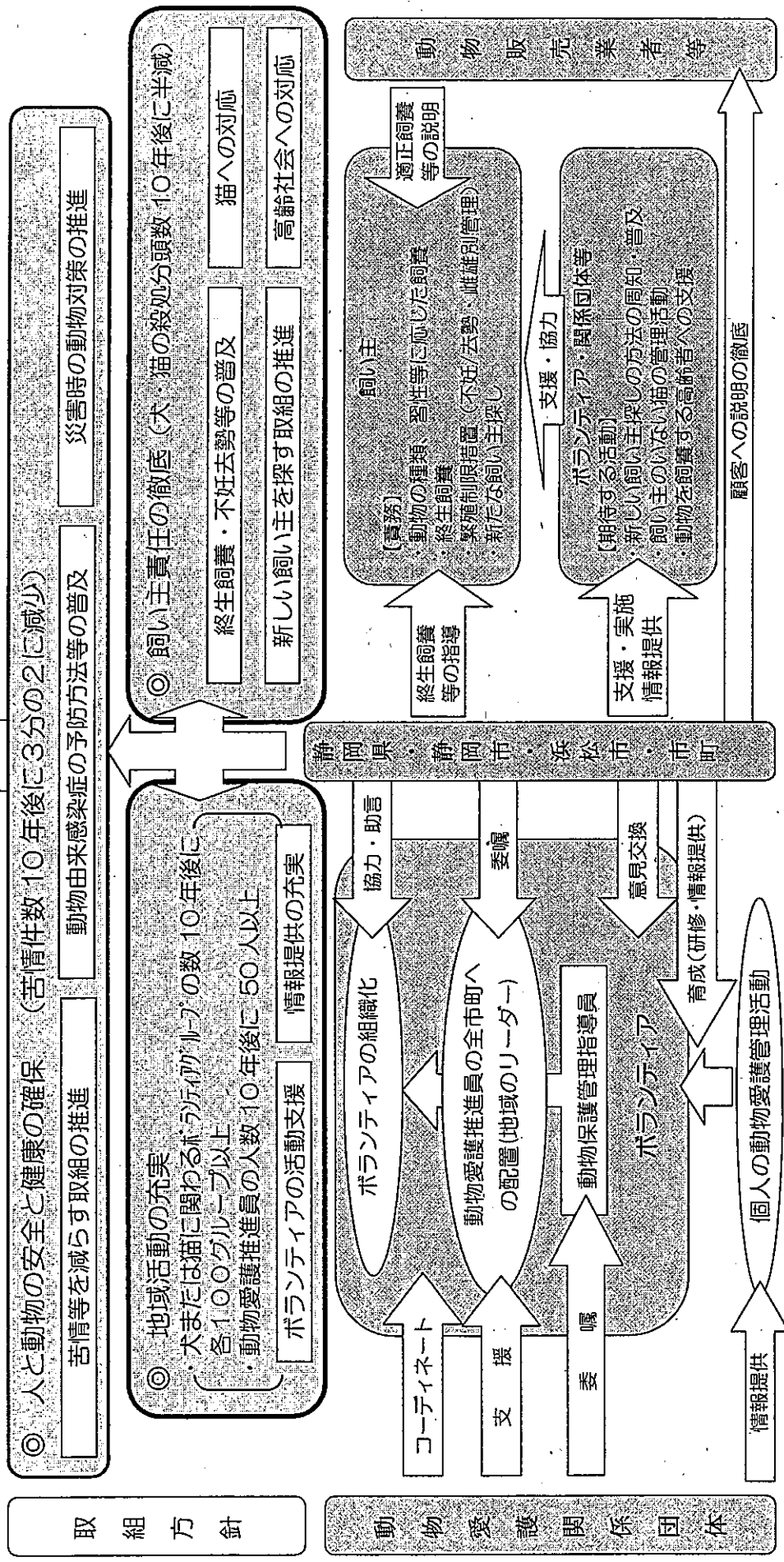
	飼い主	県民	動物販売業者	動物取扱業者	県	静岡市・浜松市	その他市町	国
愛護と適正な飼養普及啓発					○	○	○	○
動物愛護管理推進計画の策定					○			
種類・習性に応じた適正飼養	○		○	○				
購入者等への適正な飼養・管理説明			○					
動物取扱業の検査					○	○		
犬、猫の引取り					○	○		
犬、猫の繁殖制限(必要な場合)	○							
終生飼養	○							
新たな飼い主探し(必要な場合)	○							
法令等の目的達成のための協力						○	○	
動物愛護管理施策への協力		○				○	○	

5 計画の期間等

推進計画 2014 の計画期間は、国の基本指針との体系的な整合性を確保するため、平成 26 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日までの 10 年間とします。なお、今回と同様に、概ね 5 年目に当たる平成 30 (2018) 年度を目途に見直しを行うこととします。

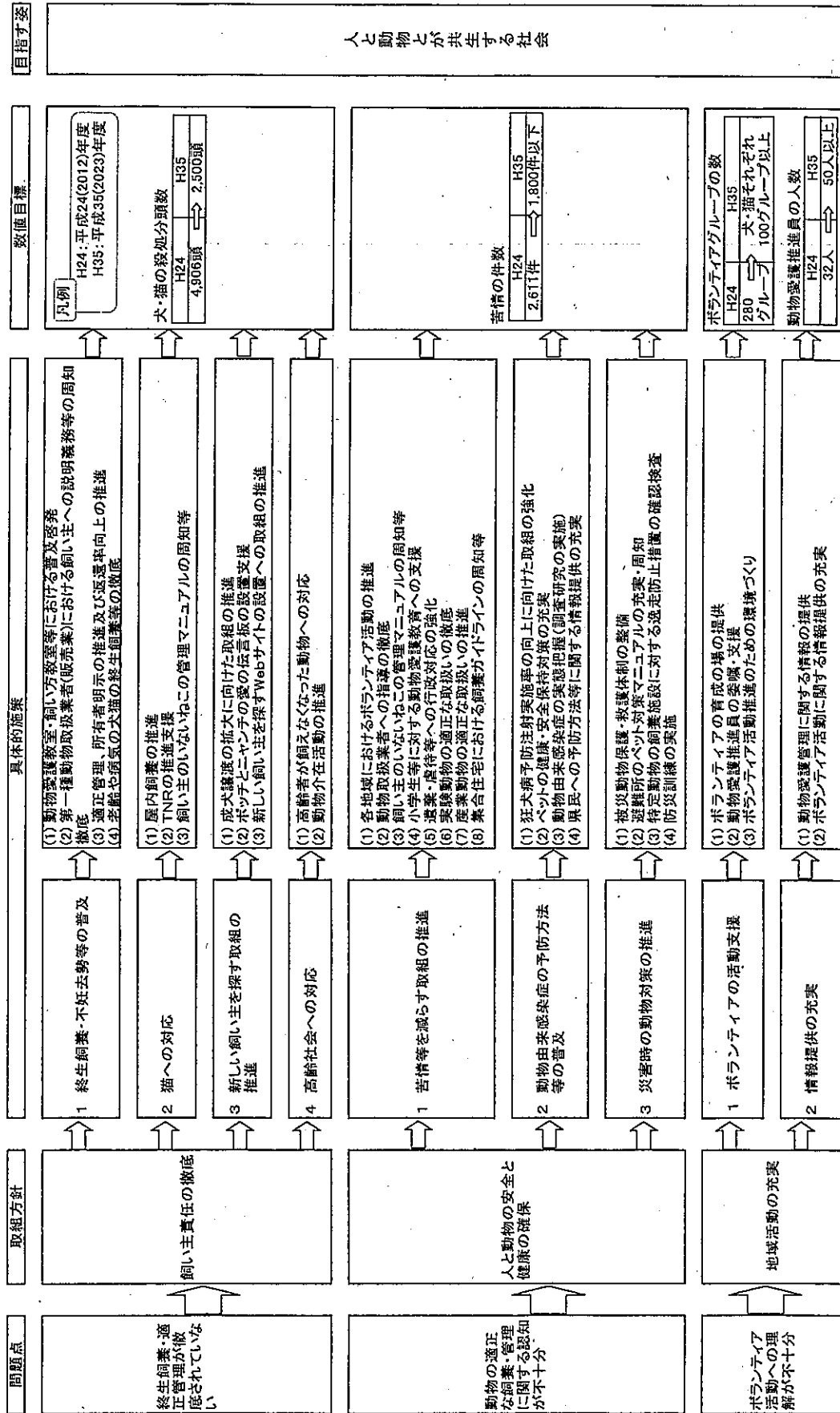
6 動物愛護管理の推進イメージ

10年後（平成35（2023）年度）の目指す姿：人と動物とが共生する社会



第2 計画の体系

1 計画の体系図



第3 課題と施策の展開

I 飼い主責任の徹底

○ 平成 29 年度までに半減する目標を早期に達成できた反面、平成 23 年度、24 年度は、

ほぼ同数値であり、下げ止まりました。なお、平成 24 年度に殺処分された犬猫の占める割合は、犬 13%、猫 87%であり、犬と猫に大きな差があります。

⇒ 引き続き、飼い主に対する終生飼養や不妊去勢などの飼い主責任の徹底を図るため、「犬・猫の殺処分頭数の半減」を数値目標とし、具体的な施策としては、「1 終生飼養・不妊去勢等の普及」、「2 猫への対応」、「3 新しい飼い主を探す取組の推進」、「4 高齢社会への対応」を図ります。

[数値目標] 殺処分頭数 10 年後に半減

指 標	現 状 値	目 標 値
犬・猫の殺処分頭数	平成 24 (2012) 年度 4,906 頭	平成 35 (2023) 年度 2,500 頭以下

[実施スケジュール] 平成 30 (2018) 年度に見直し

施策	年度						
	26	27	28	29	30	~36	
1 終生飼養・不妊去勢等の普及 ・動物愛護教室・飼い方教室等における普及啓発 ・犬猫の老齢や病気等を引取理由とする飼い主への終生飼養等の徹底	ボランティア等と協力した動物愛護管理事業の充実						→
	終生飼養等の周知・徹底						→
2 猫への対応 ・TNR の推進支援 ・動物愛護教室における啓発	飼い主のいない猫の管理に係る協議の場の設置						→
	ボランティア団体を介した成犬の譲渡の取組						→
3 新しい飼い主を探す取組の推進 ・成犬譲渡の拡大に向けた取組の推進							
	相談窓口の周知・後継飼養者確保の啓発						→
4 高齢社会への対応 ・高齢者が飼えなくなった動物への対応							

1 終生飼養・不妊去勢等の普及

[現状と課題]

犬・猫の引取り頭数は、平成 18 年度の 10,970 頭に比べ、平成 24 年度には 5,193 頭の 47.3%となり、引取り頭数は半減となりました。その内訳は、犬 570 頭 (11.0%)、猫 4,623 頭 (89.0%) であります。従来、「動物愛護管理法」第 35 条において、犬及び猫の引取りについては、都道府県等の義務とされてきましたが、平成 25 年 9 月 1 日からは、終生飼養の原則に反すると認められる所有者からの引取りについては、拒否することができることとなり、飼い主に終生飼養・不妊去勢などをより徹底させることが可能となりました。

一方、狂犬病予防法に基づく、放浪犬等の保護・収容頭数は、約 1,000 頭から 1,300 頭を推移して、減少はしていないものの、その返還率は、平成 18 年度の 27.4%に比べ、平成 22 年度からは、50%を超え、さらに上昇しています。所有者による明示の徹底は大きく進んではいませんが、平成 22 年からは保護・収容動物の元の飼い主探しの強化のため、県ホームページを活用した情報提供（「迷い犬情報」）の実施等により、より多くの犬が飼い主の元に戻れるように推進しているところです。

今後は所有者不明の犬猫の保護・収容頭数の削減に向けて、飼育放棄等がさらに少なくなるよう、動物の生態や習性に関する知識の普及・啓発の強化も必要です。

(1) 園児・児童を対象にして、動物の生態、習性に関する教育を通して動物の適正飼養、危害防止等を学び、生命を大切にする優しい心を育てるように動物愛護教室を実施しており、また、飼い主等を対象にして、社会性のある犬の育て方や猫の習性などの知識を学び、適正な飼養管理の普及や向上を図るため動物の飼い方教室を実施しております。地道なことではありますが、次世代の動物愛護意識の向上を図ることにより終生飼養を定着させるための重要な施策の一つであり、これまでの活動の積み重ねが、今日の動物愛護思想の普及拡大の礎の一つであったと考えられます。今回の動物愛護管理法改正により、動物の終生飼養や繁殖に関する適切な措置の実施が明文化され、飼い主の責任が強く求められることとなりました。

このことから、今後は、さらに終生飼養や不妊・去勢措置の実施を普及し、定着させることが重要であります。

(2) 平成 25 年 9 月 1 日からは、ペットショップ等の第一種動物取扱業者、特に犬猫等販売業者には、販売が困難になった動物の終生飼養の確保及び毎年 1 回、犬猫等の仕入れ、引渡し、死亡状況の報告が義務付けられたこと等により、適正な取扱いが一層推進されることが期待されます。

また、第一種動物取扱業者は、動物の販売時に飼い主に対して終生飼養や不妊又は去勢の方法等について事前に対面説明及び現物確認させることが義務付けられたことから、立入検査時には当該事項実施の徹底を指導する必要があります。

(3) 県等は、鑑札及び注射済票を装着していない犬の保護を行い、所有者が判明した場合には返還しています。しかし、返還率は、50%を越えてきているものの、保護・収容頭数自体は、依然として 1,000 頭を越えています。犬を放浪させないような適正な管理、万が一の逃走等に備えた所有者明示の徹底、また、飼養放棄等による遺棄等がないように、動物の生態や習性に関する知識を継続して普及することが必要です。

- (4) 終生飼養や不妊去勢といった飼い主の責務を果たさない飼い主に対して、飼い主責任を明確にすると共に、飼い主による犬猫の安易な持込みを抑止するための方策として、平成21(2009)年10月1日より手数料を徴収することにしました。また、平成25年9月1日からは、終生飼養の原則に反すると認められる所有者からの引取りについては、拒否することができることとなり、飼い主に終生飼養、不妊・去勢措置などをより徹底させることが可能となりました。

[具体的な施策]

(1) 動物愛護教室・飼い方教室等における普及啓発

保護協会、市町、関係団体、ボランティア等の協力を得て、多くの県民の参加を目指した動物愛護教室及び飼い方教室等の動物愛護管理事業を通じて、終生飼養や不妊・去勢等の普及啓発を図ります。これまでの動物愛護教室においては、動物も命ある生き物であること実感させること、動物とのふれあい方等動物「愛護」を中心とした内容でした。この度の動物愛護管理法の改正により、動物の「管理」に、より一層重点が置かれましたことから、今後の動物愛護教室の内容は、動物の適正飼養、すなわち動物の「管理」に関する内容を充実させる必要があります。具体的には、動物愛護教室において高齢動物の飼養管理や飼養していた動物の遺棄に伴う諸問題等について伝えることで、日頃から動物の飼養に携わっている児童・生徒にも飼い主の一人としての責任を自覚させ、終生飼養の普及を推し進めます。

(2) 第一種動物取扱業者（販売業）における飼い主への説明義務等の周知徹底

第一種動物取扱業者（販売業）に対して、毎年実施する動物取扱責任者研修及び第一種動物取扱業関連施設への2年に1回の立入検査の機会に、動物の販売時には顧客に対して安易な飼養は行わず、飼養した場合は、終生飼養すること、また、不妊・去勢措置を実施することの利点、動物の性成熟時の標準体重・体長、平均寿命等の個体に関係した情報や適切な給餌・給水の方法等の適正な飼養管理の方法の説明を確実に実施するよう指導します。

また、犬猫等販売業者については、業者自らが作成、届け出た犬猫等健康安全計画の遵守義務を果たすことを強く指導します。

(3) 適正管理、所有者明示の推進及び返還率向上の推進

市町、関係団体等と協力し、特に犬については、狂犬病予防注射会場や動物愛護管理事業の中で、放浪しないような適正管理の周知と併せて、狂犬病予防法に規定される鑑札、注射済票の装着の実施の徹底を図ります。

また、動物の飼い主には、動物愛護管理事業の中で、飼養放棄等による遺棄がないように、動物の生態や習性に関する知識、及び獣医師やボランティアを通じての迷子札やマイクロチップの有用性の普及に努め、所有者明示措置の実施を啓発します。

さらに、飼い犬猫がいなくなった場合の連絡先及び県ホームページを活用した情報公開サイト（「迷い犬情報」）についても、県民だより、市町広報等を利用して、広く周知を図るとともに、「迷い犬」に関する情報を関係市町や地域で活動するボランティアと共有等することで、犬の更なる返還率の向上を目指します。

(4) 老齢や病気の犬猫の終生飼養等の徹底

終生飼養や不妊・去勢措置の実施といった飼い主の責務を果たさない飼い主に対して、飼い主責任を明確にするとともに、安易な持ち込みに歯止めを掛けるため方策として、平成 21（2009）年 10 月 1 日より手数料を徴収することにしました。

区 分	金 額 等
生後 90 日以内の犬又は猫	1 頭又は 1 匹につき 400 円
生後 90 日を超える犬又は猫	1 頭又は 1 匹につき 2,000 円

また、従来、「動物愛護管理法」第 35 条において、犬及び猫の引取りについては、都道府県等の義務とされてきましたが、平成 25 年 9 月 1 日からは、終生飼養の原則に反すると認められる所有者からの引取りについては、生活環境の保全上の支障を防止するために必要と認められる場合を除き、拒否することができることとなったため、引取り依頼があった場合には、厳正に対応するとともに、終生飼養及び不妊去勢等は、所有者における重要な責務であることを指導します。動物愛護教室においても、動物を飼養する上での責任の重さ、老いた動物の飼養管理を適切に行うためには世話をする者の生活が制約される事実を伝えることで、飼い主としての自覚と覚悟を持たせ、動物の終生飼養を徹底させるとともに、命ある動物の安易な飼養は行わないよう啓発に努めます。

2 猫への対応

[現状と課題]

猫の殺処分頭数は、平成 18 年度の 9,898 頭に比べ、平成 24 年度は、43.1%の 4,268 頭となり大幅に減少しましたが、依然として多い状況です。平成 24 年度では、猫の引取り頭数は 4,623 頭（犬猫全体の 89.0%）であり、そのうち、子猫の引取り頭数は 3,776 頭（猫全体の 81.7%）であります。殺処分減少には、第一に子猫の引取り頭数を削減することが必要であります。

なお、引き取られる子猫の由来の大半は、各地域に存在する飼い主のいない猫が関係した繁殖によるものです。

現在、飼い主のいない猫の増加を抑制する方法としては、TNR*活動の実施が最も有効な手段であることから、当該活動を地域ボランティア等関係者と協働して継続的に実施することが必要であります。

* TNR活動とは、飼い主のいない猫を殺処分することなく、繁殖を抑えることにより、将来的な数の増加を抑制する目的で、保護(Trap)し、不妊去勢手術(Neuter)を施してもとのテリトリーに戻す(Return)活動のことである。

(1) 外飼いされた飼い猫が、飼い主のいない猫と交配することにより、もしくは何らかの理由で帰巣できなくなることにより、屋外において猫が繁殖・増加する事態にも繋がることから、飼い猫の屋内飼養の徹底が必要であります。

(2) 猫の適正管理を図るため、一部の市町では指導要綱等を制定するとともに、平成 22 年度以降は、多くの市町においては不妊・去勢手術に要する費用を一部助成する制度が導入されています。将来的な殺処分頭数の削減には、第一に子猫の引取り頭数を減少させることが必要であります。その子猫の多くは、飼い主のいない猫であることから、これらの猫を増やさない対策である TNR 活動を地域ボランティア等関係者と協働して実施することが、殺処分頭数削減には、最も有効な手段であります。

(3) 多くの地域でボランティア等関係者が協働して、TNR 活動が実施されていますが、この取組をさらに県内全てに広げ、また、継続できる体制の整備も必要であります。

[具体的な施策]

(1) 屋内飼養の推進

外飼いの猫と飼い主のいない猫の交配、繁殖サイクルを絶つために、関係団体等と協力し、動物愛護教室や飼い方教室等のあらゆる機会をとらえて、猫の適正管理としての屋内飼養及び不妊・去勢措置実施の徹底を指導・啓発します。

(2) TNR の推進支援

ボランティア、地域住民及び市町等と協働して TNR 活動を推進します。

なお、関係機関等には、地域における飼い主のいない猫の管理に係る財源支援等を引き続き要請します。

(3) 飼い主のいないねこの管理マニュアルの周知等

市町、県民等に「飼い主のいないねこの管理マニュアル」(平成21年3月策定)の周知を図り、その必要性や有用性等の普及を引き続き図ると共に、必要に応じてその内容改定を行います。

また、地域住民やボランティア協働の下で、飼い主のいない猫の地域の実情に合った適切な管理が定着した成功事例を市町担当者間で情報交換する場の提供を図ります。

3 新しい飼い主を探す取組の推進

[現状と課題]

引き取られた犬・猫や保護された犬に生きる機会を与えるため、県等では、地域で活動するボランティア等の協力の下で、犬・猫の譲渡活動に取り組んでおり、平成 24 年度は、782 頭の犬・猫が新しい飼い主に譲り受けられています。近年、成犬の譲渡への取組を推進してきた結果、成犬の譲渡頭数は、増減はあるものの平成 21 年度以降は確実に増加してきています。

猫については、犬と同様に譲渡頭数は確実に増加してきましたが、引取り頭数が犬に比べて未だに多いため、譲渡率としては、7.7%に留まっています。

- (1) 保護又は引き取られた犬に、より多くの生存の機会を与えるための県等による取組の結果、平成 18 年度の譲渡頭数 318 頭が、平成 24 年度には 427 頭となりました。譲渡された犬のうち成犬の割合は、平成 18 年度においては成犬が 30% (94 頭) でしたが、平成 24 年度には 87% (373 頭) まで増加しました。子犬については、保護又は引取り頭数が減少しているため、譲渡に占める割合は年々減少しています。
- (2) 保護協会は、県内 27 市町 33 箇所 (平成 24 (2012) 年度末) の市役所や町役場等に、飼えなくなった動物の飼い主と飼いたい人との仲介となる「ポッチとニャンチの愛の伝言板」を設置し、これにより、平成 24 (2012) 年度は 481 頭の犬猫 (犬: 123 頭、猫: 358 頭) が新しい飼い主のもとに譲り受けられています。
- (3) 成犬譲渡の取組、子犬・子ねこをゆする会、「ポッチとニャンチの愛の伝言板」等、犬や猫の譲渡を推進していますが、今後さらに、飼えなくなった動物の飼い主と飼いたい人を橋渡しする機会を拡大する必要があります。

[具体的な施策]

(1) 成犬譲渡の拡大に向けた取組の推進

多くの関係者の協働の結果、平成 18 年度の成犬の譲渡頭数は 100 頭以下でありましたが、平成 24 年度には 400 頭近くまで譲渡頭数が増加しました。成犬の譲渡頭数の拡大を図るため、さらに多くのボランティアと協働して潜在的譲受希望者の発掘等を推進します。

(2) ポッチとニャンチの愛の伝言板の設置支援

伝言板により新しい飼い主を探すことの利点は、飼い主が動物を自宅で飼養・保管しながら新しい飼い主を探すことができるため、県等により実施される譲渡に比べて時間的な制約が少ないことに加え、譲受希望者も対象動物の習性等を飼い主からの情報により直接知ることができることにあります。平成 21 年度以降、猫の譲渡成立頭数については、年間で 300 頭を超えており、県等が取り組む譲渡事業と同等な譲渡実績があるだけでなく、譲渡の成立率については、県等による譲渡に比べて明らかに高いことから、伝言板の有効性を周知するとともに、県下全市町への設置を継続して要請します。

また、犬や猫の引取りを求める飼い主に対しては、新しい飼い主を探す取組としての伝言板の利用を助言することで、動物の生存の機会の拡大を図ることと併せて、動物の終生飼養の確保に努めます。

(3) 新しい飼い主を探すWebサイトの設置への取組の推進

飼えなくなった動物の飼い主と飼いたい人を橋渡しする機会を拡大するためのサイトを、平成23年5月から保護協会ホームページに設置しており、県の公式ホームページにおいても、当該サイトの周知を図っています。

今後は、特に猫の譲渡率の向上のため、協会登録ボランティアのうち、猫の譲渡活動を行う団体等に当該ホームページの周知を図り、猫の譲受需要の拡大に努めます。

4 高齢社会への対応

[現状と課題]

多くの高齢者が動物を飼養する中、今般一部改正された「動物愛護管理法」第35条の所有者からの犬及び猫の引取りにおいて、生活環境の保全上の支障を防止するために必要と認められる場合を除き、拒否することができることとなり、高齢者にも飼い主責任としての終生飼養が強く求められます。

しかしながら、飼い主である高齢者自身が病気になり、動物の飼養管理が生活の負担になることや、入院を余儀なくされ、継続した動物の飼養が困難になること等もあるため、そのような事態への対応が必要となっています。

一方で、動物とふれあうことは人の健康にも良い影響を与えることが様々な報告により明らかになっており、この効果を利用した高齢者による動物の飼養が推奨されていることも事実です。県等としても、動物によりもたらされる効果を利用した動物介在活動の1つとしての「ふれあい訪問活動」をこれまで継続的に実施しており、各訪問施設等において、好評を得ています。

今後も、動物介在活動の有効性の情報発信と行うとともに、当該活動を継続して実施する意義をあらゆる機会を通じて県民に広く普及する取組が必要となります。

(1) 「動物愛護管理法」第35条の所有者からの犬及び猫の引取りを実施せざるを得ない、生活環境の保全に支障を生じうる事態として、「高齢者が病気や入院により飼養が困難となる」場合が想定されます。家族の一員として手厚く世話を施されるようになった犬や猫の寿命も15年から20年と格段に延びてきており、動物の飼養を開始した当時には予想できなかった程、動物の飼養期間が長期に渡ることも珍しくはなくなりました。

今後は更に、動物の長寿化が進む一方で、飼い主の高齢化により自身の生活に支障が生じ、これまでのような動物の飼養の持続が困難となる事態が起こった際の対応が必要となります。

(2) 近年では、動物が人の健康面や精神面にもたらす効果等について取り上げられる機会も多く、人と動物とのふれあいをはじめとした相互作用から生まれる精神的、身体的、社会的効果の有効性について、認知されるようになり、人社会における動物の存在意義は増しています。

[具体的な施策]

(1) 高齢者が飼えなくなった動物への対応

各地区の民生委員を通じて、ボランティアグループや動物取扱業によるお散歩サービスの紹介や動物の飼養等に関する相談窓口（保健所）の周知を図っていきます。

また、飼育講習会や民生委員を通じて、高齢の方々に対しては、動物を購入もしくは譲り受ける場合には、自分自身で継続飼育が困難になる可能性もあることから、後継飼い主をあらかじめ決めておくことや新しい飼い主を探す取組としての伝言板の利用等を助言することで、動物の生存の機会の拡大を図ることと併せて、動物の終生飼養の確保を図ります。

(2) 動物介在活動の推進

ボランティア、獣医師、市町等の協働のもと、動物とのふれあいから心の安らぎを得ること等を目的として実施される社会福祉施設や特別支援学校等への訪問活動を通じて、

犬猫等の伴侶動物が人にとって重要な役割を担っていることを広く普及する取組を行います。

Ⅱ 人と動物の安全と健康の確保

- 動物が人の生命、身体、財産を侵害することのないよう適切に管理される社会の実現を目指すためには、放し飼い、鳴き声、汚物、器物損壊等の苦情を減らさなければなりません。なお、件数は、平成 18 年度の 3,620 件から平成 24 年度の 2,611 件と 1,009 件減少（27.9%減少）しました。
- 大規模地震等の緊急災害時において、被災動物の救護は、動物による人への危害防止の観点から、また、動物を生活の伴侶や家族の一員としている被災者等の心の安らぎの確保の観点からも、被災地に残された動物の保護・収容等の措置が迅速に実施されなければなりません。

⇒ 引き続き、人と動物の安全や健康の確保を図るため、「苦情の件数を三分の二に減少」を数値目標とし、具体的な施策としては、「1 苦情等を減らす取組の推進」「2 動物由来感染症の予防方法等の普及」「3 災害時の動物対策の推進」を図ります。

【数値目標】 苦情の件数 10 年後に三分の二に減少

指 標	現 状 値	目 標 値
苦情の件数	平成 24 (2012) 年度 2,611 件	平成 35 (2023) 年度 1,800 件

【実施スケジュール】 平成 30 (2018) 年度に見直し

施策	年度	26	27	28	29	30	~36
1 苦情等を減らす取組の推進 ・第一種動物取扱業者への指導の徹底 ・小学生等に対する動物愛護教育への支援		・立入検査時における指導 ・新しく飼い主になる者への適正管理指導の徹底					←-----→
		・小学校等からの要望に対する動物ふれあい教室等動物愛護事業の支援					←-----→
2 動物由来感染症の予防方法等の普及 ・狂犬病予防注射実施率の向上に向けた取組の強化		・注射未実施の飼い主への指導					←-----→
3 災害時の動物対策の推進 ・静岡県被災動物救護計画に基づく関係団体との調整 ・防災訓練の実施		・さらなる実効性向上にむけた情報交換					←-----→
		・実践的な防災訓練の実施					←-----→

1 苦情等を減らす取組の推進

[現状と課題]

犬や猫の殺処分頭数半減の目標は、3年目に達成できたにもかかわらず、苦情・相談件数は、1万2千件前後で大きな変化はありません。苦情・相談の内訳は、平成18年度において、苦情28.6%、相談71.4%であり、もともと多くが相談に分類されるに内容でありましたが、平成24年度では、苦情22.4%、相談77.6%になり、相談の割合がより多くなり、一方で、苦情に分類される件数は、約1,000件減少しました。

苦情の動物種別の割合は、犬が6割、猫が4割であり、犬の苦情の半数は、放浪犬への対応や救助要請等の保護依頼であり、その他を含め飼い主の適正管理指導により解決できる内容であります。一方、猫については、同じ保護依頼や放し飼いでも、そのほとんどが飼い主のいない猫によるものであり、特に、糞尿等の汚物に関する内容は、増加しています。

相談件数全体としては、増減しながらも9,000件前後を推移しており、動物種別では、苦情件数と同様に犬のほうが多いところですが、平成18年度に比べると、犬は減少傾向にあり、猫は増加しており、やはり猫へ対応は重要な課題であります。

(1) 飼い主への指導については、県等が1万件以上実施していますが、この他、保護協会が委嘱する動物保護管理指導員においても、各地域で危険防止、糞尿による迷惑防止、不妊・去勢措置の推奨等約1万件の管理指導や相談が実施されています。また、一部の地域においては、個人のボランティアが自主的に適正管理等に関する活動を実施しております。

(2) (第一種)動物取扱業は、平成24(2012)年度、2,183件の(第一種)動物取扱業者が登録されています。

なお、今般の「動物愛護管理法」の一部改正に伴い、第一種動物取扱業者には取り扱う動物の健康状態を日常的に確認し、必要に応じて獣医師による診療を適切に受けさせる努めや、動物の取り扱うことが困難になった場合には譲渡する等適切な措置を講じる努めが義務付けられました。販売業者については、顧客に対して対面説明を行い、販売対象個体を事前に確認させる義務付けがされ、特に、犬猫等販売業者については、販売が困難になった動物の終生飼養の確保に加え、毎年1回、犬猫等の仕入れ、引渡し、死亡状況の報告も義務付けられました。このことにより、業者による動物の取扱いの適正化がより一層推進されることが期待されます。

(3) 飼い主のいない猫については、糞尿による苦情が多く保健所に寄せられており、問題の解決に向けた取組が求められます。多くの地域でボランティア等関係者と協働した、TNR活動が実施されています。

猫については、登録や捕獲等の国内で統一された法令上の規定等がなく、犬と同様の対応が出来ません。このことから、この協働による取組を県内の各対策地区等に広げ、また、地域で継続・維持できる体制の整備も必要です。

(4) 園児・児童・生徒を対象にして、動物の生態、習性に関する教育を通して動物の適正飼養、危害防止等を学ぶとともに、生命を大切にする優しい心を育てるように動物愛護教室を実施しており、この取組は次世代の動物愛護意識の向上を図ることにより動物の適正管理や終生飼養を定着させるための重要な施策の一つです。

(5) 動物の習性を知らないままに、衝動的に購入された外来動物や野生動物由来の動物等が、動物の命の尊厳を無視されるような飼養により、意図されずとも、虐待される事態が生じています。他にも、飼い続けることができなくなった外来動物等を、飼い主により、自然もしくは公共の公園等に遺棄された結果、当該動物が野外で繁殖し定着する事例は既に身近に見ることができます。

また、犬についても同様に、飼い主の知識不足が原因で咬傷事故が引き起こされる場合も多々見受けられます。犬の咬傷事故は平成 22 (2010) 年度から 100 件以下になりましたが、依然として発生がみられています。特に大型犬が関わる場合には、人命を脅かす重大な事態にまで発展することも充分あるため、引き続き事故の未然防止に向けた対応が必要です。

(6) 毎年実施する実験動物取扱施設への立入調査(年1回)時に、実験動物の飼養・保管、「3Rの原則」(代替法の活用、使用数の削減、苦痛の軽減)の遵守、実験動物の適切な処分方法の実施、犬については狂犬病予防法の遵守、特定動物の取扱いがあれば動物愛護管理法等の遵守を指導し、実験動物の適正な取扱いの徹底を図っています。

また、実験動物の飼養等については、環境省から「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」が示されており、立入調査においても、当該基準の周知に努めています。

(7) 産業動物の愛護については、「アニマルウェルフェアの考え方に対応した家畜の飼養管理指針」等に基づき、適正な取扱いを示しています。

(8) 集合住宅における動物の飼養は、一戸建ての住宅における飼養に比べ、近隣とのトラブルが生じやすく、飼い主には、動物の本能や習性を正しく理解するとともに、管理組合の規定等一定のルールに従って、細心の注意を払いながら飼養することが求められています。

[具体的な施策]

(1) 各地域におけるボランティア活動の推進

保護協会が委嘱する動物保護管理指導員が、精力的に地域を巡回し、動物の危害防止、適正管理、相談対応の活動を年間1万件以上実施しております。県等としても、ボランティアからの要望・提言を受け、助言やボランティア向けの研修会の実施、県内ボランティアの活動状況の周知等の必要な支援を行うことで、ボランティアによる活動がより円滑に実施されるように取り組み、引き続き活動の推進を図ります。

(2) 動物取扱業者への指導の徹底

第一種動物取扱業の関連施設への2年に1回の立入検査を実施し、取り扱う動物が適正に飼養、管理されているか確認し、必要に応じて改善指導を行います。特に、第一種動物取扱業者については、自らが取り扱う動物の適正飼養を実施するとともに、顧客等に対して動物の適正飼養を啓発すべき立場であることから、動物の取扱い等について第三者からの苦情等が寄せられぬよう、動物取扱責任者研修等の機会を利用し、法令等遵守の徹底を指導します。

さらに、必要に応じて、第二種動物取扱業の飼養施設への立入検査も実施し、取り扱う動物が適切に飼養、管理されていない場合にあっては、その改善を指導します。

(3) 飼い主のいないねこの管理マニュアルの周知等

市町、県民等に「飼い主のいないねこの管理マニュアル」(平成21年3月策定)の周知を図り、その必要性や有用性等を普及し、必要に応じて改定をします。

また、市町担当者間で飼い主のいない猫への対策や取組について情報交換する場を提供するとともに、他都道府県等の取組状況、参考情報の提供に努めます。

(4) 小学生等に対する動物愛護教育への支援

長年、園児・児童・生徒を対象にして、動物の生態、習性に関する教育を通して動物の適正飼養、危害防止等を学ぶとともに、生命を大切にす優しい心を育てるように動物愛護教室、動物ふれあい教室等を開催しています。新たな動物愛護管理法は、これまで以上に、動物の「管理」に重点を置いた内容に改正されたことから、動物を介在させた次世代の教育も法の改正趣旨に則った内容に充実させる必要があります。具体的には、これまでのように、「自然愛護精神の育成」を趣旨とした「動物の愛護」の他に、動物の命を預かる飼い主の一人としての「責任感の育成」を趣旨とした「動物の適正管理」を、動物愛護教室を通して広く普及します。

また、動物を適正に取り扱う人材の育成には世代に応じた内容による継続的な教育が求められることから、教育関連機関等と連携を図り、当該教室の開催対象年齢の拡大に努めます。

(5) 遺棄・虐待等への行政対応の強化

動物を遺棄・虐待する者や飼養動物の習性等に関する知識不足により適正な飼養・管理が行われない結果、動物が虐待を受けるおそれがある事態を引き起こしている飼い主に対しては、動物愛護管理法に基づく指導等の徹底を図るとともに、悪質な事例については、警察等と連携しながら告発も考慮して対応に努めます。特に、多頭飼養者に対しては、定期的な戸別訪問指導を実施し、動物の管理状況の把握に努めます。外来動物の遺棄については、農林水産業や生態系への影響も懸念されることから、販売業者自らが、安易な外来動物の飼養を決して助長しないよう、顧客への説明義務の遵守の徹底を指導し、購入者に対しては、終生飼養を徹底させ、遺棄の抑止を図ります。

また、飼い方教室を通じて、犬の飼い主に対しては、犬という動物の習性を踏まえた取扱い方を、動物愛護教室を通じて、非飼い主に対しては、犬という動物の持つ危険性を教育し、人と犬との適切な関わり方の普及に努めます。

さらに、大型犬飼養者については、戸別訪問指導を継続的に実施し、咬傷事故の発生等トラブルの未然防止に努めるとともに、その飼養、管理には厳重な注意を怠らぬよう、今後も指導・啓発に努めます。

(6) 実験動物の適正な取扱いの徹底

毎年実施する立入調査(年1回)時に、実験動物の飼養・保管、「3Rの原則」(代替法の活用、使用数の削減、苦痛の軽減)の遵守、実験動物の適切な処分方法の実施、犬については狂犬病予防法の遵守、特定動物の取扱いがあれば動物愛護管理法等の遵守を指導し、今後も継続して、実験動物の適正な取扱いの徹底を図っていきます。

(7) 産業動物の適正な取扱いの推進

家畜保健衛生所職員による年1回の家畜飼養施設への立入調査時に、家畜伝染病予防法に基づく「家畜飼養衛生管理基準」、「産業動物の飼養及び保管に関する基準」等の内容を踏まえ、産業動物の適正な取扱いを図ります。

(8) 集合住宅における飼養ガイドラインの周知等

「集合住宅におけるペット飼育ガイドライン」(平成21年3月策定)の市町や県民への周知を図り、ペット飼育を巡るトラブルの未然防止を図ります。

また、集合住宅における動物の飼養に係る相談を受けた際には、当該ガイドラインを積極的に紹介することで、問題の解決の一助となるよう支援を図ります。

2 動物由来感染症の予防方法等の普及

[現状と課題]

動物が家族の一員として扱われ、屋内で飼養することが増加しており、人と動物の距離は益々近くなっています。近年、多くの動物由来感染症が新興、再興している中で、やはり、狂犬病は、最も警戒しなければならず、依然として、世界では、毎年多くの人々が死亡しており、特にアジア地域での発生が多い現状です。日本は、世界でも数カ国しかない清浄国の一つであり、万が一の狂犬病の侵入に備え、狂犬病予防法の遵守等による防疫体制の整備は重要であります。さらに、鳥インフルエンザや腸管出血性大腸菌感染症等、様々な動物由来感染症の発生もみられることから、最新情報等を適時適切に提供することが求められています。

また、家族の一員として扱われるようになったことで、犬猫の飼養環境も向上した結果、その寿命は格段に延びており、高齢に伴って、口腔疾患や眼科疾患等に罹患することも珍しくなくなりました。今後は、高齢の動物に対する適切な飼養管理へのより一層の理解が求められます。

- (1) 狂犬病は、人が狂犬病に感染した犬に咬まれて発症すると、ほぼ100%死に至る、動物由来感染症の中で最も恐れられている感染症の1つです。特に、アジア地域での発生が多く、近隣国からの密輸、不法上陸により国内に狂犬病が侵入することが危惧されています。
- (2) 近年、鳥インフルエンザや腸管出血性大腸菌感染症、オウム病等、動物から人への感染が危惧されている中で、感染を予防するため、また、動物の長寿化に伴って罹患する疾病の重篤化を防ぐためにも、日頃からの動物の健康管理は益々重要となっています。
- (3) 本県における動物由来感染症の調査は、昭和54(1979)年から動物管理指導センターが地元獣医師会等の協力を得ながら実施しています。
- (4) 動物由来感染症に関する調査・研究結果については、あらゆる機会を利用して、有益な情報を県民に還元するよう努めています。

[具体的な施策]

(1) 狂犬病予防注射実施率の向上に向けた取組の強化

狂犬病予防注射率は約80%であり、保健所、市町等関係者が協働して、登録注射の戸別訪問指導等を実施して注射率の増加を目指しています。なお、実施率は、注射頭数/登録頭数により算出しています。現行法令では、注射の実施は年1回、登録は生涯1回が義務付けられていますが、飼い主により一度登録された犬が、死亡もしくは所在地の変更(転居等により)の届出がなされていない場合、実施率は低下します。よって、注射指導のための戸別訪問の実施とともに、注射未実施の飼い主への督促及び登録台帳の整理を実施していきます。

(2) ペットの健康・安全保持対策の充実

動物愛護教室、飼い方教室等においては、獣医師会等と協力して、動物由来感染症予防や動物の健康保持を図るための情報を広く県民に提供します。

また、動物愛護教室等を通して高齢犬又は猫の適正な飼養管理の啓発に努め、終生飼

養の原則の定着を図ります。

(3) 動物由来感染症の実態把握（調査研究の実施）

動物管理指導センターにおいて、獣医師、学識経験者等の感染症の発生リスクに関する専門的助言等を参考に、動物から人への感染がある疾患について、優先順位の高い調査研究テーマを選定し、人への感染の機会を減らすこと等を目的として、県内の動物を対象とした動物由来感染症に係る調査・研究を実施します。

(4) 県民への予防方法等に関する情報提供の充実

動物に関する調査・研究結果に基づいた予防対策を県民や獣医師会、医療機関、産業動物関係者等へ広く還元するため、あらゆる機会（静岡県公衆衛生研究会、日本獣医公衆衛生学会、全国動物管理関係事業所協議会研修会等）を利用して積極的に研究発表を行います。

また、動物由来感染症の調査・研究成果が県民にとってより有益な情報となるように、政令市や県環境衛生科学研究所と協働します。

3 災害時の動物対策の推進

[現状と課題]

大規模地震等の緊急災害時において、飼い主はペットと同行避難することが基本であり、平常時からペットの安全と健康を守る備えや他の避難者へ配慮すべき意識を持つ必要があります。一方、被災動物の救護対策は、動物による人への危害防止の観点から、また、動物を生活の伴侶や家族の一員としている被災者等の心の安らぎの確保の観点からも重要な課題であります。

本県においては、全国に先駆けて、保護協会と獣医師会が平成 18（2006）年度に「静岡県被災動物救護計画」（以下、「救護計画」という。）、また、県は平成 7（1995）年度に「避難所のペット対策マニュアル」を策定しましたが、東日本大震災の経験を踏まえ、地域の実情に応じた動物救護対策の検討を進める必要があります。

- (1) 被災動物の救護は、飼い主と逸れ、放浪した動物による人への二次的な危害防止の観点から、また、動物を生活の伴侶や家族の一員としている被災者等の心の安らぎの確保の観点からも、被災地に残された動物の保護・収容等の措置は迅速に実施されなければなりません。
- (2) 飼い主は、ペットと同行避難することが基本であり、日頃のしつけや健康管理、ペットの飼養に必要な物資の備蓄、所有者明示等の適正な飼養の実施といった基本的な災害に備えたペットに対する対策を取る必要があります。
- (3) 県等は、県内で飼養、保管される特定動物（ライオン、クマ、ワニや一部大型のヘビ等）の、飼い主等による逸走防止措置の実施状況等を確認するため、毎年 1 回特定飼養施設の監視、指導を実施しています。
- (4) 県等で実施する防災訓練は、被災した犬・猫の救護や特定動物の逸走等あらゆるケースに迅速かつ柔軟に対応することを目的に実施しています。
東日本大震災等の経験を踏まえ、今後、さらに実践的な訓練を実施していくことが必要であることから、それぞれの地域の実情に応じた避難方法等を日頃から想定・検討し、関係団体、市町やボランティア等と協力した訓練を実施することが求められます。

[具体的な施策]

(1) 被災動物保護・救護体制の整備

これまでの大規模災害や、先般の東日本大震災等の経験を踏まえると、被災後少なくとも数ヶ月間の緊急かつ長期的な被災動物の飼養及び保管が必要となることが推察されるため、県下全域における一体性を有した動物の保護・収容体制の構築等、被災動物受入に係る体制の整備を行います。

(2) 避難所のペット対策マニュアルの充実・周知

避難所におけるペットの適正な飼育と避難所の円滑な運営を図るため、「避難所のペット対策マニュアル」（平成 7 年度作成、平成 20 年度第 2 版作成）を市町の防災担当局、自主防災組織等に約 7,000 部配布し、周知を図りました。これに基づき、避難所の管理責任者等の役割として、避難所の円滑な運営を行うために、ペット同行避難者を把握し、避難動物の飼育場所を指定するよう努めることを引き続き周知します。

また、ボランティア意見交換会等の機会を捉え、当該マニュアル等の周知を図ります。

- * 同行避難とは災害発生時に、飼い主が、飼養しているペットを同行し、避難場所まで安全に避難することであり、避難所での飼い主とペットとの同居を意味するものではない。

(3) 特定動物の飼養施設に対する逸走防止措置の確認検査

特定動物の飼養施設に対して、毎年1回の立入検査を実施し、引き続き特定動物の個体数及びマイクロチップの装着状況、逸走防止措置等の整備状況の確認に努めます。

また、万が一特定動物が逸走した際の、県条例に基づく通報義務等の対応の周知徹底を図ります。

なお、特定動物逸走時には「静岡県特定動物の災害時等における逃走時措置要領」に基づき、県対策本部（県庁）と現地対策本部（所管保健所）を設置し、情報収集、広報等を行い、警察、市町と連携して人身等への危害防止を図ることを徹底します。

(4) 防災訓練の実施

すでに一部の市や関係団体が参加した実践的な被災動物救護所の設置訓練、犬の受入れ訓練、マイクロチップID照合訓練等を実施しており、今後、多くの市町や関係団体が参加した訓練を行います。

さらに、防災訓練とは別に、飼育講習会の場でも、ペットに関連した防災関連の情報提供を行い、県民の防災意識の向上に努めます。

また、自治会や地域住民が日頃から自発的にペット同行避難訓練を実施するよう啓発に努めます。

Ⅲ 地域活動の充実

【数値目標の達成状況及び目標等の再設定の考え方】

- ボランティアグループ数については、平成 22 年度には目標の 100 グループを達成し、平成 24 年度には平成 29 年度目標の約 3 倍の 280 グループに増加しました。また、動物愛護推進員の人数は、ここ数年約 30 人を推移しています。
- ボランティアグループ数については、目標値を大幅に超えましたが、動物愛護推進員数については、目標値には現時点において届かない状況にあります。いずれも地域に根付いた形で動物愛護及び管理を広げるためには欠かせない存在であります。

⇒ ボランティアの存在は、県等動物愛護管理行政の推進のためには不可欠であり その役割は益々重要となっていくことから、それぞれの地域におけるボランティアリーダーの育成を図るなど地域における動物愛護管理活動を充実させるため、「犬猫それぞれに対応できるグループを各 100 グループ以上に維持」「動物愛護推進員の人数 50 人以上（各市町 1 人以上）」を数値目標とし、具体的な施策としては、「1 ボランティアの活動支援」と「2 情報提供の充実」を図ります。

ボランティアグループの数 10 年後に犬猫それぞれ 100 グループ以上を維持
動物愛護推進員の人数 10 年後に 50 人以上（各市町 1 人以上）

【数値目標】

指 標	現 状 値	目 標 値
ボランティアグループの数	平成 24 (2012) 年度 280 グループ	平成 35 (2023) 年度 犬・猫それぞれ 100 グループ以上
動物愛護推進員の人数	平成 24 (2012) 年度 32 人	平成 35 (2023) 年度 50 人以上

【実施スケジュール】 平成 30 (2018) 年度に見直し

施策	年度					
	26	27	28	29	30	~36
1 ボランティアの活動支援 ・ボランティアの育成の場の提供 ・動物愛護推進員の委嘱・支援						
2 情報提供の充実 ・動物愛護管理に関する情報の提供						

1 ボランティアの活動支援

[現状と課題]

ボランティアは、動物愛護に対する意識向上や動物の管理についての正しい知識や飼い方を広く県民に普及する活動を自発的に実施しています。県民の動物愛護管理意識の向上を図るためにも、各地域で活動をするボランティアを県等が育成もしくは、地域で活動するボランティアを育成するボランティアリーダーを育成していくことは重要なことです。

ボランティアグループ数については、当初 20 グループの活動の確認であったものが、平成 22 年度には前年より 100 グループ以上増加し、さらに年々増加し、平成 24 年度には平成 29 年度目標の約 3 倍の 280 グループに増加しました。

- (1) 殺処分頭数や苦情件数の状況等から、施策によっては、犬と猫を別々に考え取り組んだ方が効果的な場合があります。平成 24 年度末日時点において、犬に関するボランティアグループは、242 グループ、猫に関するボランティアグループは、98 グループとなっており、今後、新たな目標の早期達成には、現在のグループ数の維持と更なる育成を目指す必要があります。
- (2) 動物愛護推進員は、地域のボランティアグループのリーダーとなり、各地域の実情に応じた問題を解決する中心人物となります。狂犬病予防注射接種率や苦情件数等は、市町により大きな差もみられることから、平成 24 年度末日時点で、17 市町の方々に委嘱されていますが、全市町に配置したいところです。
- (3) 今後、ボランティアが効果的な活動をしていくためには、専門分野のボランティアのノウハウや経験を、他のボランティアの活動にも役立てられるような環境づくりが必要です。

[具体的な施策]

(1) ボランティアの育成の場の提供

動物愛護教室や動物ふれあい訪問活動、TNR 活動等への参加による専門的な知識や技術の向上を図るとともに、ボランティア意見交換会を県内 5ヶ所（熱海、東部、富士、中部及び西部保健所）で開催して、ボランティア同士の情報交換の場の提供や動物愛護管理行政に関連した情報提供を行うことで、個々のボランティアの更なる育成を図ります。

ボランティア意見交換会においては、動物愛護ボランティアの研修として、最新の動物愛護管理情勢の情報提供や、県の動物愛護管理行政の成果及び進捗状況に関する情報を発信することで、県内の動物愛護ボランティアの個々の質を高める取組を実施します。意見交換会の場において、参加者側からの次年度開催に向けた提案や希望について対応し、ボランティア育成のための研修などの充実を図ります。

また、各保健所や動物保護指導班においても、所管地域で抱えている問題解決のため、管内で活動する動物愛護ボランティア向けの講習会を実施し、人材育成に取り組みます。

(2) 動物愛護推進員の委嘱・支援

市町それぞれの地域で必要とする事業に積極的に取り組むボランティアのリーダーの育成を図るため、保護協会の委嘱する動物保護管理指導員や経験豊富なボランティア等の中から、動物愛護推進員として各市町 1 人以上である 50 人以上の委嘱を目指します。

(3) ボランティア活動推進のための環境づくり

動物愛護教室、動物ふれあい訪問活動等への参加を通じて、経験豊かなボランティアの専門的な知識や技術をより多くの方々に伝承し、より地域に密着した活動に生かしていきます。

また、ボランティア意見交換会等において、活動報告やボランティア育成のために、県から情報提供を行っていきます。

2 情報提供の充実

[現状と課題]

現在、県では、県民だよりや公式ホームページ、ラジオ放送等を通じて動物愛護管理に関するお知らせやイベント等の情報提供に取り組んでいます。動物愛護管理には、多様な考え方や価値観があることから、様々な機会を捉え的確な対応が求められています。

- (1) 県等の動物愛護管理に関する情報の提供にあたっては、ホームページ等あらゆる機会を活用し県民がいつでも入手できるようにしています。また、問い合わせが多い事項についてはQ&A形式により掲載するなど、情報提供の充実に努めています。
- (2) ボランティア活動の新たな参加者の掘り起こしや活動の参考となる内容を、ホームページやボランティア意見交換会等あらゆる機会を通じて提供に努めています。

[具体的な施策]

(1) 動物愛護管理に関する情報の提供

県又は市町の広報や保健所等によるチラシ作成もしくは地元新聞社への報道提供等を実施することで、県政や地域の実情に応じた内容の動物愛護管理に関する情報の発信を行います。

さらには、県内の第一種及び第二種動物取扱業者に、環境省の作成した動物愛護管理に関するポスター掲示などへの協力を求め、動物愛護意識の向上を図るための情報発信にも努めます。

(2) ボランティア活動に関する情報提供の充実

ボランティア意見交換会の場を利用して、動物に関わるボランティア活動への参加を検討している県民の方々に対し、動物愛護教室や動物ふれあい訪問活動、TNR活動等の活動内容を紹介することで、県内で実施されている動物愛護ボランティア活動についての情報発信に努めます。

さらに、保護協会のホームページにおいて、ボランティア活動の新たな参加者の掘り起こしや活動の参考となるように動物愛護教室やふれあい訪問活動の内容を掲載していきます。

第4 参考

1 推進計画 2008 の達成状況及び数値目標の再設定

I 飼い主責任の徹底

【数値推移】 目標：殺処分頭数 10 年後に半減

指標 \ 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
犬・猫の殺処分頭数 (対 18 年度 (11,506 頭)%)	9,141 頭 (79.4%)	6,725 頭 (58.4%)	5,974 頭 (51.9%)	4,915 頭 (42.7%)	4,906 頭 (42.6%)

平成 19 年度：9,028 頭(78.5%)

【数値目標の達成状況及び目標等の再設定の考え方】

・県内の犬や猫の処分頭数は、10 年後の平成 29 年度に半減の目標値 6,000 頭として、地域ボランティアや市町と協働して、動物の終生飼養や飼い主のいない猫の適正管理の指導、成犬譲渡、引取りの見直し等の各施策に取り組んだところ、計画開始の3年目の平成 22 年度には目標値を達成できました。また、22 年度から3年間は、目標値を下回る数値を維持継続し、中間年度である平成 24 年度は、平成 18 年度に比べ、42.6%の 4,906 頭になりました。

・平成 29 年度までに半減する目標を早期に達成できた反面、平成 23 年度、24 年度は、ほぼ同数値であり、下げ止まりました。また、平成 24 年度の殺処分数 4,906 頭の犬猫の占める割合は、犬 13%、猫 87%であり、犬と猫に大きな差があります。

・現状や今後の状況等を踏まえ、平成 35 年度までの新たな目標値は、犬と猫それぞれに効果的または重点的に施策を展開して、現状値の半減である 2,500 頭以下とします。なお、5 年後の平成 30 年を目安に今回と同様に中間見直しを行う予定であり、今回の様に見直し時点での早期達成を視野に入れて実施します。

【数値目標】 殺処分頭数 10 年後に半減

指 標	現 状 値	目 標 値
犬・猫の殺処分頭数	平成 24 (2012) 年度 4,906 頭	平成 35 (2023) 年度 2,500 頭以下

II 人と動物の安全と健康の確保

【数値推移】 目標：苦情・相談の件数 10 年後に3分の2に減少

指標 \ 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
苦情・相談の件数 (対 18 年度 (12,670 件)%)	12,587 件 (99.3%)	12,190 件 (96.2%)	12,437 件 (98.2%)	12,454 件 (98.3%)	11,665 件 (92.1%)

平成 19 年度：12,634 件(99.7%)

【参考】 苦情の件数

指標 \ 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
苦情の件数 (対 18 年度 (3,620 件)%)	3,987 件 (110.1%)	3,780 件 (104.4%)	3,247 件 (89.7%)	2,684 件 (74.1%)	2,611 件 (72.1%)

平成 19 年度：3,804 件(105.1%)

【参考】 相談等の件数

指標 \ 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
相談等の件数 (対 18 年度 (9,050 件)%)	8,600 件 (95.0%)	8,410 件 (92.9%)	9,190 件 (101.5%)	9,770 件 (108.0%)	9,054 件 (100.0%)

平成 19 年度：8,830 件(97.6%)

【数値目標の達成状況及び目標等の再設定の考え方】

・苦情・相談等件数は、平成 24 年度まで 1 万 2 千件前後であり、件数には大きな変化はなく、平成 29 年度の目標値である 8,000 件の達成は、困難であると判断します。しかし、その内訳をみると、保護依頼、放し飼い、鳴き声、汚物害虫等、器物損壊等の苦情と分類される件数は、平成 18 年度の 3,620 件から平成 24 年度の 2,611 件と 1,009 件減少 (27.9%減少) しました。一方、引取りや行方不明になった犬猫の相談、犬猫の譲渡、狂犬病注射や不妊去勢手術の方法、といった相談等は、平成 18 年度の 9,050 件から増減しながら、平成 24 年度では 9,054 件とほぼ同件数でした。

・動物愛護思想の普及等により、相談件数は増加する傾向にあります。一方、動物が人の生命、身体、財産を侵害することのないよう適切に管理される社会の実現を目指すための目標設定項目としては、苦情の件数のみの推移が指標として適しているため、今後は、苦情件数の減少を目標とし、目標値については、現在までの増減の状況、特に、平成 23 年度、24 年度の状況を踏まえ、約 30%減を目標とします。

【数値目標】 苦情の件数 10 年後に3分の2に減少

指 標	現 状 値	目 標 値
苦情の件数	平成 24 (2012) 年度 2,611 件	平成 35 (2023) 年度 1,800 件以下

Ⅲ 地域活動の充実

【数値推移】 目標：ボランティアグループの数 10 年後に 100 グループ
動物愛護推進員の人数 10 年後に 100 人

指標 \ 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
ボランティアグループの数 (18 年度 20 グループ)	47 グループ	61 グループ	167 グループ	234 グループ	* グループ
動物愛護推進員の人数 (18 年度 0 人)	16 人	26 人	30 人	30 人	32 人

平成 19 年度：20 グループ、0 人

*：犬 182 グループ、猫 38 グループ、犬猫両方 60 グループ

【数値目標の達成状況及び目標等の再設定の考え方】

・ボランティアグループ数については、平成 22 年度には目標の 100 グループを達成し、平成 24 年度には平成 29 年度目標の約 3 倍の 280 グループに増加しました。また、動物愛護推進員の人数は、ここ数年約 30 人を推移しています。

・ボランティアグループ数については、目標値を大幅に超えましたが、動物愛護推進員数については、目標値には現時点において届かない状況にあります。いずれも地域に根付いた形で動物愛護及び適正管理への理解と関心を広げるためには欠かせない存在であるため、ボランティアグループ数は犬猫にそれぞれ対応できるグループ 100 以上を維持すること、動物愛護推進員については、人材育成等という意味も含めて人数の目標値を設定する必要があり、現状 17 市町 32 人であることから、少なくとも各市町 1 人以上である 50 人以上を目標とします。

ボランティアグループの数 10 年後に犬猫それぞれ 100 グループ以上を維持
【数値目標】 動物愛護推進員の人数 10 年後に 50 人以上（各市町 1 人以上）

指 標	現 状 値	目 標 値
ボランティアグループの数	平成 24 (2012) 年度 280 グループ	平成 35 (2023) 年度 犬・猫それぞれ 100 グループ以上
動物愛護推進員の人数	平成 24 (2012) 年度 32 人	平成 35 (2023) 年度 50 人以上

2 基本指針（施策別の取組）との比較

基本指針	基本指針（現状と課題）	基本指針（講ずべき施策）	静岡県動物愛護管理推進計画（具体的施策）
<p>1. 普及啓発</p>	<p>・動物の愛護及び管理の普及啓発事業が行われてきており、徐々に浸透しつつあるが、まだ十分ではなく、動物の愛護及び管理の意識等に関する国民の理解を更に推進する必要がある。</p>	<p>・関係団体等と連携しつつ、学校、地域、家庭等において、動物愛護週間行事や適正飼養講習会等の実施、各種普及啓発資料の作成、配布等により、動物の愛護及び管理に関する教育活動、広報活動等を実施すること。</p>	<p>II 人と動物の安全と健康の確保</p> <p>1 苦情等を減らす取組の推進</p> <p>(1) 各地域におけるボランティア活動の推進</p> <p>(4) 小学生等に対する動物愛護教育への支援</p> <p>2 動物由来感染症の予防方法等の普及</p> <p>(1) 狂犬病予防注射実施率の向上に向けた取組の強化</p> <p>(2) ペットの健康・安全保持対策の充実</p> <p>(4) 県民への予防方法に関する情報提供の充実</p>
<p>2. 適正飼養の推進による動物の健康と安全の確保</p>	<p>・依然として安易な購入と飼養放棄、遺棄、虐待等の問題が一部において発生している。</p> <p>・平成23年度には平成16年度比で引取り数の半減や殺処分率の減少等を達成した地方公共団体もあることを踏まえ、それぞれの実情に応じた取組を検討する必要がある。</p>	<p>・みだりな繁殖を防止するための不妊去勢措置の推進、安易な飼養の抑制等による終生飼養の徹底、販売時における動物取扱業者からの説明・指導等が適切に行われるようにする。</p> <p>・平成16年度比75%減となる概ね10万頭を目指す。</p> <p>・元の所有者等への返還又は飼養を希望する者への譲渡等について、インターネット等を活用しながら進めることによりその殺処分率の更なる減少を図ること。</p>	<p>I 飼い主責任の徹底</p> <p>1 終生飼養・不妊去勢等の普及</p> <p>(1) 動物愛護教室・飼い方教室等における普及啓発</p> <p>(4) 高齢や病気の犬猫の終生飼養等の徹底</p> <p>2 猫への対応</p> <p>(1) 屋内飼養の推進</p> <p>(2) TNRの推進支援</p> <p>(3) 飼い主のいないねこの管理マニュアルの周知等</p> <p>3 新しい飼い主を探す取組の推進</p> <p>(1) 成犬譲渡の拡大に向けた取組の推進</p> <p>(2) ポッチとニャンチの愛の伝言板の設置支援</p> <p>(3) 新しい飼い主を探すWebサイトの設置への取組の推進</p> <p>4 高齢社会への対応</p> <p>(1) 高齢者が飼えなくなった動物への対応</p> <p>(2) 動物介在活動の推進</p> <p>II 人と動物の安全と健康の確保</p> <p>1 苦情等を減らす取組の推進</p> <p>(5) 遺棄・虐待等への行政対応の強化</p>

<p>3. 動物による危害や迷惑問題の防止</p>	<p>・動物の不適切な飼養により、動物による危害及び多数の動物の飼養等に起因し周辺の生活環境が損なわれる事態等の迷惑問題が発生している。</p> <p>・許可を受けて飼養されていた特定動物による人の殺傷事案が発生しており、より厳格な法令遵守が求められている。</p>	<p>・飼い主のいない猫を生み出さないための取組を推進し、猫の引取り数削減の推進を図ること。</p> <p>・特定動物を販売する動物取扱業者に対して、販売先の飼養保管許可の有無について確認するだけでなく、飼養保管方法等に関する適切な説明を実施するよう指導すること。</p>	<p>I 飼い主責任の徹底</p> <p>1 終生飼養・不妊去勢等の普及</p> <p>(2) 第一種動物取扱業者(販売業)における飼い主への説明義務の周知徹底</p> <p>II 人と動物の安全と健康の確保</p> <p>1 苦情等を減らす取組の推進</p> <p>(3) 飼い主のいないねこの管理マニュアルの周知等</p> <p>(8) 集合住宅における飼養ガイドラインの周知等</p>
<p>4. 所有明示(個体識別)措置の推進</p>	<p>・所有明示措置の意義及び役割等についての国民の理解を深めるとともに、各種識別器具の普及環境の整備等を推進すること等により、所有明示の実施率の更なる向上を図る必要がある。</p>	<p>・犬又は猫に関する所有明示の実施率の倍増を図ること。特に、マイクロチップの普及を推進すること。</p>	<p>I 飼い主責任の徹底</p> <p>1 終生飼養・不妊去勢等の普及</p> <p>(3) 適正管理、所有者明示の推進及び返還率向上の推進</p>
<p>5. 動物取扱業の適正化</p>	<p>・飼養管理が不適切な繁殖業者が依然として見られるなど、動物取扱業者による不適正飼養の実態がある。</p>	<p>・登録制度の遵守を引き続き推進するとともに、犬猫等販売に係る特例、幼齢の犬猫の販売のための引渡し・展示の禁止、現物確認・対面説明義務、第二種動物取扱業者の届出制度等、新たな規制の着実な運用を図ること。</p>	<p>I 飼い主責任の徹底</p> <p>1 終生飼養・不妊去勢等の普及</p> <p>(2) 第一種動物取扱業者(販売業)における飼い主への説明義務の周知徹底</p> <p>II 人と動物の安全と健康の確保</p> <p>1 苦情等を減らす取組の推進</p> <p>(2) 動物取扱業者への指導の徹底</p>

<p>6. 実験動物の適正な取扱いの推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「実験動物の飼養保管等基準」の遵守指導等を円滑に行うための体制整備が十分にされていない施設が一部にある。 ・科学上の利用の目的を達することができている範囲において、国際的にも普及し、定着している実験動物の取扱いの基本的考え方である「3Rの原則」を踏まえた適切な措置を講じること等が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「3Rの原則」や実験動物の飼養保管等基準の周知が、当該基準の解説書の作成等を通して効果的かつ効率的に行われるようにすること。 	<p>II 人と動物の安全と健康の確保</p> <p>1 苦情等を減らす取組の推進</p> <p>(6) 実験動物の適正な取扱いの徹底</p>
<p>7. 産業動物の適正な取扱いの推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・動物の愛護及び管理の観点に配慮した産業動物の適正な取扱いについて、環境省が平成24年に実施した一般市民を対象としたアンケートでは、アニマルウェルフェアの認知度は2割以下に留まっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・産業動物の性格に応じた動物の愛護及び管理の必要性に関する普及啓発を推進すること。 	<p>II 人と動物の安全と健康の確保</p> <p>1 苦情等を減らす取組の推進</p> <p>(7) 産業動物の適正な取扱いの推進</p>
<p>8. 災害時対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・被災地に残された動物の収容及び餌の確保、特定動物の逸走防止及び捕獲等の措置が関係機関等の連携協力の下に迅速・安全かつ適切に行われるようにするため、地域性・災害の種類に応じた準備体制を平素から確保しておく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・所有者（飼い主）責任を基本とした同行避難及び避難時の動物の飼養管理並びに放浪動物等の救護等、地域の実情や災害の種類に応じた対策を適切に行うことができるよう体制の整備を図ること。 ・動物の救護等が円滑に進むように、逸走防止や所有明示等の所有者の責任の徹底に関する措置の実施を推進すること。 ・災害時に民間団体と協力する仕組みや、地方公共団体間で広域的に対応する体制の整備を推進すること。 	<p>II 人と動物の安全と健康の確保</p> <p>3 被災動物の動物対策の推進</p> <p>(1) 被災動物保護・救護体制の整備</p> <p>(2) 避難所のペット対策マニュアルの充実・周知</p> <p>(3) 特定動物の飼養施設に対する逸走防止措置の確認検査</p> <p>(4) 防災訓練の実施</p>

<p>9.人材育成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・民間の有識者等による対応を求めることによつて、行政の限界を超えて地域に根付いた形で動物の愛護及び管理が広がっていくことが期待される課題もある。 ・動物愛護推進員等の人材の育成等を更に積極的に推進していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・適正飼養に関する専門的知識及び技能等を保持する人材をより活用していくため、人材情報を関係者間で共有する仕組みを検討する等、官民の連携事業を推進すること。 	<p>III 地域活動の充実</p> <p>1 ボランティアの活動支援</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) ボランティアの育成の場の提供 (2) 動物愛護推進員の委嘱・支援 (3) ボランティア活動推進のための環境づくり <p>2 情報提供の充実</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 動物愛護管理に関する情報の提供 (2) ボランティア活動に関する情報提供の充実
<p>10.調査研究の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・動物の愛護及び管理に関する調査研究は、その知見等が体系的に整理されているとはいえない状況にある。 ・動物の愛護及び管理に関する施策を進めるためには、科学的な知見等に基づいた施策の展開も重要であることから、動物の愛護及び管理に関する国内外の事例・実態に関する調査研究を推進する必要がある。 		<p>II 人と動物の安全と健康の確保</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 動物由来感染症の予防方法等の普及 (3) 動物由来感染症の実態把握（調査研究の実施）

3 計画策定の体制

推進計画 2008 の点検・見直しに当たっては、外部有識者等からなる動物愛護管理推進委員会、関係部局等で構成する静岡県動物愛護管理推進計画策定・推進本部会、ワーキング部会を経て次期推進計画（案）を作成し、パブリックコメントを通じて寄せられました県民の方々の意見等を踏まえ、この度の推進計画 2014 の策定・公表となりました。

(1) 静岡県動物愛護管理推進委員会 構成員

	氏名	所属名・役職名
1	三浦 健太（委員長）	NPO 法人 ワンワンパーティクラブ代表
2	渡邊 茂廣	（一社）静岡県動物保護協会長
3	大場 孝尙	（公社）静岡県獣医師会長
4	沖 紀代	（公社）日本愛玩動物協会 静岡県支部長
5	黒木 章夫	（一社）全国ペット協会 理事
6	鈴木 美晴	NPO 法人 捨て猫をなくす会代表
7	永田 千秋	テイルズ・アニマルコネクション代表
8	岡本 祐理子	KCSC掛川猫サポーター倶楽部事務局長
9	平光 宣子	プエルタ・アビエルタ代表
10	片井 信之	特定動物関係有識者 （元・富士サファリパーク動物研究所長）

(2) 静岡県動物愛護管理推進計画策定・推進本部会 構成員

	部局名等	補職名
1	健康福祉部生活衛生局	局長（本部長）
2	くらし・環境部環境局自然保護課	課長
3	健康福祉部医療健康局疾病対策課	課長
4	健康福祉部生活衛生局衛生課	課長
5	経済産業部農林業局畜産課	課長
6	危機管理部危機政策課	課長
7	教育委員会学校教育課	課長
8	静岡市動物指導センター（静岡市）	所長
9	浜松市健康福祉部生活衛生課（浜松市）	課長

(3) 静岡県動物愛護管理推進計画策定・推進ワーキング部会 構成員

	部局名等	補職名
1	健康福祉部生活衛生局衛生課	技監（チーフ）
2	くらし・環境部環境局自然保護課	
3	健康福祉部医療健康局疾病対策課	
4	健康福祉部生活衛生局衛生課	動物愛護班長
5	県保健所職員	動物保護指導班長
6	経済産業部農林業局畜産課	
7	危機管理部危機政策課	
8	教育委員会学校教育課	
9	静岡市動物指導センター（静岡市）	
10	浜松市保健所（浜松市）	

4 用語の説明 (50 音順)

あ 行

○アニマルウェルフェア (Animal welfare)

動物福祉を意味する用語。人間が、自身の利益のために動物を利用する過程において与える痛みやストレスの回避、除去に極力配慮するという考え方。

家畜動物の動物福祉では、1922年にイギリスの畜産動物ウェルフェア専門委員会が提案した以下の「5つの自由」が国際的に認知されている。

- 1) 飢え、渇きからの自由
- 2) 不快からの自由
- 3) 苦痛、損傷、疾病からの自由
- 4) 正常な行動発現の自由
- 5) 恐怖および苦悩からの自由

○アニマルウェルフェアの考え方に対応した家畜の飼養管理指針

(公社) 畜産技術協会を事業実施主体とした農林水産省の事業において策定された、畜種ごとのアニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理方法等を示した指針。

○一般社団法人静岡県動物保護協会 (保護協会)

動物の保護及び管理並びに動物愛護意識の高揚並びに関連する必要な知識の普及に関する事業を行い、もって公衆衛生の向上及び人と動物の共存する豊かな環境づくりに寄与することを目的とした事業を実施する団体。

県内全市町と獣医師会等を会員に持つ。

○犬猫等健康安全計画

犬猫等販売業者が、販売目的で取り扱う犬猫等の健康と安全を保持するための体制整備や販売が困難となった犬猫等の終生飼養(「さ行」で解説)を確保するための具体的な方法、犬猫等の健康の保持に配慮した飼養・繁殖方法等を記載した、業者自らが策定しなければならない計画書のこと。犬猫等販売業者はこの計画を守ることを義務付けられている。

か 行

○外来動物

人間活動によって、他の地域(主に海外)から入ってきた、もともとその地域に生息していなかった動物のこと。

これら動物の飼養が困難となり、無責任な飼い主により遺棄された結果として環境に定着してしまうことで、固有の生態系、農林水産業等への被害が問題となっている。

○狂犬病予防法

国内における狂犬病の発生予防等の措置を講ずることにより犬から人への狂犬病の感染を防ぐことを目的とした法律。

この法律に基づき、犬の飼い主は市町への登録と年1回の飼い犬への狂犬病予防注射の接種が義務付けられ、また、法に基づいて、県等は犬鑑札、注射済票が装着されていない犬の抑留を行っている。

さ 行

○3Rの原則

イギリスで提唱された動物実験の基準についての理念であり、Replacement（代替法の利用）、Reduction（使用動物数の削減）、Refinement（実験方法の洗練、実験動物の苦痛軽減）の頭文字（3つのR）に由来する用語。

○産業動物

畜産など産業利用のために飼養されている哺乳類及び鳥類に属する動物（牛、馬、豚、めん羊、山羊、鶏等）。

○産業動物の飼養及び保管に関する基準

動物の取扱いについて環境省が定める基準の1つ。

動物の生理、生態、習性等に配慮した飼養環境の確保や、動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害及び人の生活環境の汚損を防止するための責任ある保管といった産業動物の飼養者等の努めが定められている。

○静岡県被災動物救護計画

保護協会及び（公社）静岡県獣医師会が策定し、自然災害の発生を想定し、平常時からの準備体制や被災時における動物の救護活動等への初動対応の迅速な実施に関する事項を記載した計画。

○終生飼養

飼い主の責任として、飼養する動物がその命を終えるまで適切に飼育すること。

○所有者明示

動物の身元を明確識別できるようにする（所有者が誰であるか）ための方法。狂犬病予防法に規定された鑑札・済票の他に、迷子札、マイクロチップ（「ま行」で解説）の装着、埋め込み等の方法がある。

○外飼い猫

屋内外の出入りが比較的自由にできるような飼われ方をされている猫。不妊・去勢措置（「は行」で解説）をされていない猫が外飼いされ、野良猫と交尾することが野良猫が増える原因の1つにもなっている。

た 行

○TNR活動

飼い主のいない猫を殺処分することなく、繁殖を抑えることにより、将来的な猫の増加を抑制する目的で、保護（Trap）し、不妊去勢手術（Neuter）をして、元いた場所に戻す（Return）活動のこと。

「TNR」とは、活動の中で実施する行為の頭文字を並べて表現したもの。

○第一種動物取扱業

動物の販売、保管、貸出し、訓練、展示等を業として営むこと。

これらの業を営もうとする場合は、県もしくは政令市（事業所が静岡市・浜松市にある場合）で登録を受けなければならない。

業種	業の内容	該当する業者の一例
販売	動物の小売及び卸売り並びにそれらを目的とした繁殖又は輸出入を行う業	ペットショップ、ブリーダー
保管	保管を目的に顧客の動物を預かる業	ペットホテル、ペット美容、ペットシッター
貸出し	愛玩、撮影、繁殖その他の目的で動物を貸し出す業	ペットレンタル業
訓練	顧客の動物を預かり訓練を行う業	訓練・調教業
展示	動物を見せる業	動物園、水族館、乗馬施設
競りあわせ	競り場を提供し、動物の売買をあっせんする業	ペットオークション業者
譲受飼養	飼い主から動物を譲り受けてその飼養を行う業	老犬・老猫ホーム

○第二種動物取扱業

動物の譲渡し、保管、貸出し、訓練、展示を、国が規定する状況下で、業として行うこと。

これらの業を行おうとする場合は、県もしくは政令市（飼養施設が静岡市・浜松市にある場合）に届け出なければならない。

業種	業の内容の一例
譲渡し	動物愛護団体による新しい飼い主探し活動
保管	動物愛護団体による動物の保護活動
貸出し	補助犬ユーザーへの貸出し
訓練	補助犬の育成訓練
展示	入園料のない公園での動物展示

○同行避難

災害発生時に、飼い主が、飼養しているペットを同行し、避難場所まで安全に避難すること。避難所で飼い主と生活空間をともにする「同居避難」までを意味するものではない。

○動物の愛護及び管理に関する法律（動物愛護管理法ともいう）

動物の遺棄や虐待を防ぎ、命を大切にするとともに、動物の健康と安全を保持するための適正な管理をすることで、動物による人への危害や周辺への迷惑を防止し、人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的とする法律。

○動物愛護教室・動物ふれあい教室・動物ふれあい訪問活動

(動物愛護教室)

- ・主に幼稚園及び小学生を対象として、学校等に出向き、身近な自然に親しむとともに生命を大切に育てる自然愛護の心や適切に動物を取り扱う責任感の育成をはぐくむことを目的とした普及啓発事業。

(動物ふれあい教室)

- ・動物管理指導センターにおいて、直接動物とふれあうことにより、動物の命の大切さ等を学ばせる事業。

(動物ふれあい訪問活動)

- ・児童福祉施設もしくは老人福祉施設等の社会福祉施設を訪問し、入居者等との交流を行うことにより、動物愛護の気風を招来し、動物の適正飼養についての感心と理解を深め、もって人と動物の共存する地域づくりを推進することを目的とする事業。

○動物愛護推進員

動物愛護管理法に基づき、地域における犬、猫等の動物の愛護の推進に熱意と識見を有する者の中から、都道府県知事及び政令市の市長が委嘱した者。

○動物愛護フェスティバル

保護協会が、動物愛護管理法に規定される動物愛護週間（9月20日～26日）に、動物の愛護と適正な飼養についての関心と理解を深めるために開催するイベント。

○動物介在活動（Animal Assisted Activity：一般的にはAAAと略される）

動物とのふれあいを介して、対象者の情緒的な安定、レクリエーション、QOL（「生活の質」を意味するQuality Of Lifeの略）の向上等を主な目的としたふれあい活動の総称。

○動物取扱責任者

第一種動物取扱業の従事者の中で、顧客に対し適正な動物の飼養及び保管の方法等に係る重要事項を説明するなどの業務を実施するとともに、事業所における、自身を除く他の全ての従業員に対して動物取扱責任者研修で得た知識及び技術に関する指導を行う能力を有する者のうち、第一種動物取扱業者が事業所ごとに選任した者。

○動物の飼い方教室

動物の飼い主を対象として、ボランティア（獣医師など）などを講師に適正飼養に係る普及啓発を実施する事業。

○動物保護管理指導員

動物の危害防止、適正な取扱い等の指導や適正飼養の普及啓発等の活動を実施する者の中から、保護協会が市町の推薦に基づき委嘱した者。

○動物由来感染症

動物から人に感染する病気の総称。

病原体により、人も動物も重症になるもの、動物は無症状で人が重症になるもの、人は軽症でも動物は重症になる病気などがあり注意が必要である。

○特定動物

クマやワニなど、人の生命等に危害を加えるおそれがある危険な動物のこと。

哺乳類、鳥類、爬虫類の約650種が対象となっている。特定動物の飼養をする場合は、県等の許可が必要で、許可に当たっては、マイクロチップ等の個体識別措置が義務付けられている。

○鳥インフルエンザ

野鳥の糞等から伝播する鶏など鳥類の感染症。

高病原性鳥インフルエンザは、伝播力が極めて強く、鶏は症状を呈さず急死する。抗体（免疫）の保有状況によっては、人の間で爆発的に流行する新型インフルエンザウイルスに変異する可能性があるため世界中で警戒を強めている。

は 行

○引取り

動物愛護管理法に基づき、県等が所有者（飼い主）から飼えなくなった犬・猫及び所有者不明の犬・猫を引き取る業務のこと。

この度の法改正により、持ち込み理由によっては、飼い主からの引取り申し出を拒否できるようになった。

○被災動物救護センター

静岡県被災動物救護計画に基づき、県内被災地周辺に設置し、負傷したペットの保護及び治療や避難所において飼えないペットの一時預かり等の活動拠点となる施設。

○避難所のペット対策マニュアル

避難所におけるペットの適正な飼養を推進し、避難所の円滑な運営を図るために作成したマニュアル

○負傷動物

動物愛護管理法に規定する道路、公園その他の公共の場所において、疾病にかかり、又は負傷した飼い主不明の犬、猫を含む愛護動物。

○不妊・去勢措置

飼い主の管理能力以上に飼養動物がみだりに繁殖してしまうことを未然に防止する方法（獣医師による手術が一般的）のこと。

ま 行

○マイクロチップ

専用のリーダーでナンバーを読み取り個体識別を行うことができる、皮膚の下に埋め込む小さな（直径2mm、長さ12mm）電子標識器具。

データベースに問い合わせることで動物の所有者が確認できる。特定動物の飼養又は保管には原則マイクロチップの装着が必要であり、また、犬の輸入検疫時にはマイクロチップの装着等により、検疫所におけるけい留期間が短縮される。

○迷い犬情報

県の動物収容施設にて現在保護し、飼い主を探している犬に関する情報（保護した日、

場所、状況及び犬の特徴)を掲載した県公式ホームページ上のサイトのこと。

静岡県健康福祉部生活衛生局衛生課

所在地 〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

電話番号 054-221-2347

F A X 054-221-2342

E-Mail eisei@pref.shizuoka.lg.jp